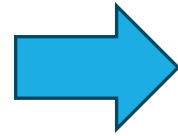


感染症の予防及びまん延の防止のための 取組義務について



【施設系サービス】

感染症や食中毒の予防
及びまん延
の防止のため
の措置



①感染対策委員会の開催

②感染症や食中毒に係る指針の整備

③感染症や食中毒に係る研修の実施

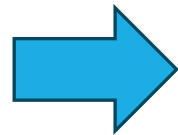
④感染症を想定した訓練の実施

★④訓練の実施は、令和6年4月1日より義務化。

【その他のサービス】

（訪問系、通所系、短期入所系、福祉用具貸与、居住系）

感染症予防
及びまん延
の防止のた
めの措置



①**感染対策委員会の開催**

②**感染症や食中毒に係る指針の整備**

③**感染症や食中毒に係る研修の実施**

④**感染症を想定した訓練の実施**

★いずれも令和6年4月1日より義務化。

① 感染対策委員会の開催

- ✓幅広い職種により構成する。
- ✓構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくこと。
- ✓定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案し、必要に応じて随時開催すること。
 - ※サービス種別に応じ、**おおむね6月又は3月に1回以上**開催
- ✓テレビ電話装置等を活用して行うことも可。

②感染症に係る指針の整備

- ✓ 平常時の対策及び発生時の対応を規定。
- ✓ 記載内容の例は、「介護現場における感染対策の手引き」（132頁）を参照。
＜上記資料のURL＞

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

③ 感染症に係る研修の実施

- ✓ 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う。
- ✓ 定期的な職員教育を開催。
 - ※ サービス種別に応じ、**年１回又は年２回以上**
- ✓ 研修の実施内容についても記録すること。
- ✓ 研修は、厚労省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設（事業所）内での研修で差し支えない。

④ 感染症を想定した訓練の実施

- ✓ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、定期的に訓練を行うこと。
 - ※サービス種別に応じ、**年1回又は年2回以上**
- ✓ 指針及び研修内容に基づき、施設（事業所）内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること。
- ✓ 訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わない。
- ✓ 机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施